

総務常任委員会

(平成28年 1 月 22 日)

○ 竹野兼主委員長

おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催します。

10月13日に引き続きまして、本日のテーマは、入札制度についてとなっておりますので、よろしく願いいたします。森委員のほうから資料の請求をいただいておりますので、この資料の説明から入っていきたいと思いますが、まず最初に、辻部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 辻総務部長

おはようございます。

今委員長からございましたけれども、この入札制度につきましては、8月、10月の休会中所管事務調査に続き、またお時間をとっていただきまして、本当にありがとうございます。不足していた部分ございますので、本日、追加の資料もご用意させていただいております。この後、ご説明させていただいて、ご意見等頂戴したいと思いますので、きょうもどうぞよろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明をいただきたいと思います。

○ 森調達契約課長

どうぞよろしく願いをいたします。

本日、資料のほうにつきましては、以前8月にお配りをいたしました13ページ物と、本日提出をさせていただいております1ページ物、2種類ございますが、これから1ページ物のほうにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

8月、10月の資料でもございましたが、予定価格の公表に関しまして、当時ご説明を申し上げたところですが、本日はそれに係る経緯につきまして、公表を始めた平成10年度から平成13年度の動きをまとめております。

その資料には記載がございませんが、予定価格につきましては、平成9年度までは一切公表をしておりませんでした。予定価格といいますのは、入札に際しまして、これ以上で

は契約をしないという上限額を設ける金額なわけなんです、当時の入札は落札の率が高かったこともございまして、予定価格を入札前、いわゆる事前に公表すると、それが目安となって落札価格が高どまりになるといったことや、入札者の見積もり努力を損なわせるということが言われておりました。

また、入札後の事後公表も、それ以降の同種の工事の予定価格を類推させることから、事前公表と同様の弊害を誘発するという問題が指摘されておりました、予定価格の公表は否定されておりました。しかし、そのころ、多くの逮捕者を出した埼玉土曜会事件や、日本下水道事業団談合事件などが発覚しまして、また、行政が関与した官製談合も相当数を占めたことから、公共工事の入札は透明性を高めることに大きくかじがとられ、さまざまな入札に関する情報をオープンにすることとなったところです。

そこで、資料のところでございますけれども、資料の平成10年度のところの一つ目の丸にございますように、本市では、平成10年2月の中央建設業審議会の建議を踏まえまして、同年4月に予定価格の事後公表を始めました。

次に、二つ目の丸ですが、全国で起こった予定価格などの入札情報が事前に漏れるといった事件を踏まえまして、予定価格を探ろうとする不正行為を防止するため、平成11年1月から、そのとき8000万円以上の工事を実施をしておりました一般競争入札のうちから抽出したものにつきまして、公表時期を入札前の事前公表に移行して、試行を始めました。

そして、その下の平成11年度、平成12年度と、競争性の確保を目的に、一般競争入札の対象工事を拡大したことに合わせまして、予定価格を事前公表とする抽出範囲を広げながら試行を続けました。

さらに一番下になりますが、平成13年度には、平成13年2月施行の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の指針で、発注の取り組み事項として予定価格の公表が正式に定められたことも踏まえまして、入札のさらなる透明性を高め不正な動きを防止するために、それまで事後公表としていたものも含め、全ての入札について予定価格の事前公表を本格実施し、現在に至っているところでございます。

資料説明としては以上です。

## ○ 竹野兼主委員長

皆さんにご報告させていただきます。報道機関と市民の方が傍聴に入られておりますことをご報告させていただきます。

それでは、説明はお聞き及びのとおりです。

質疑がございましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○ 森 康哲委員

資料をありがとうございます。

この資料で大体の入札制度、四日市の流れが読み取れるんですけども、今後これを踏まえて、どういう方向に四日市の入札制度を変えていく必要があるのかというのも、こういう前の流れがわかっていないとなかなか進めづらいと思って、資料請求をさせていただきました。ありがとうございました。

今現在、中央公契連モデルで進めていただいていると思うんですけども、その問題点というのは、以前からも当委員会でも指摘があるように、抽せんが多いということや、業者数が特に四日市の場合が多いというところで、他市に比べて入札自体の、こちらが考えている動きと違う動きが、入札のときにいろんな動きがあるということで、前回の横須賀方式の場合は合わなかったと。今のこの流れでいくと、どうしてもまた事後公表のほうの話もしていかなければならないのかなというふうに感じております。

当委員会で、これ、何回も勉強させていただいているというのは、これだというのが見出せないというのも一つ、理由にあると思うので、これは理事者側と一緒に考えていくべきな問題と思って、提案をしました。

#### ○ 竹野兼主委員長

という森委員から、特に新人のお二人については、そういう流れがあるというのを知っていただいた中で、もし何か質疑、ご発言の部分があったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○ 森 康哲委員

新しい考えとか、いろんな意見を出してもらったらいい。

#### ○ 竹野兼主委員長

とりあえず、今の話を聞いて、例えばそれぞれにメリット、デメリットというのはどうしてもある。その中で、四日市市としては今の形で進めていこうとしている。今森委員の

意見の話の中には、市としてこのままで問題点を感じるころはあるけどどうなんだという話をされているというか、今回の資料についても、その流れを知るということは、以前はこういう状況やったけど、今の現状になっている、その点も含めて、私はこう考えるけれども今後どうなんだみたいな話をしてもらおうのが、今提案された部分かなという気はしますが、これについてもまだまだ簡単に結論のところには導くところではないかもしれませんが、できたら、個人のご意見も少しいただくような形でお話をさせていただければいいのかなというふうには思いますが、いかがですかね。

### ○ 早川新平委員

入札というのはベターの答えはあってもベストという答えが正直なくて、今までの経過を見てきても、事前事後どちらも、ベストでこれやったら問題ないというのは、日本中ないというのが現実なんですよね。

だから、例えば四日市方式と言われるような、こういう方式やったら今よりはベターになるやろうという、そういうやり方というのは持っているのかな。

例えば四日市は業者が多い。私なんか現場からよく耳にするのは、当たるところはいつも抽せんで当たって、当たらんところは全く当たらない。中央公契連モデルとか横須賀方式とか、一時期はやりがあって、それではあかんで改正していつているというのが現実あるので、これ、入札制度というのはベストの答えがなくて、所管している部局としては、こういうことであれば今の問題点が解消されるとか、そういうようなところというのはお持ちですか。

### ○ 森調達契約課長

冒頭に森委員からもご紹介がありましたが、本市はこれまでも予定価格なり最低制限価格なりというところの改善というのは、全国でも早い目早い目に行われてきたと思っておりますが、最低制限価格が平成20年4月に変動型の最低制限価格というものを導入したときに、落札率がどんどん下がって過当競争で工事品質の低下というのが心配されたというような状況があって、当時そういった検討委員会を設置しまして、民間の方々も入っていただいた検討委員会だったんですが、その提言が平成22年2月にあったわけですが、そのときに、森委員ご紹介いただいた中央公契連モデルと、いわゆる全国の自治体が今一番多く採用しておる最低制限価格の計算方式なんです、それを導入することが望ま

しいというところで、それを提言いただいたわけなので、そのときの提言でも、それにすれば抽せんはふえるということがもう推測されておりまして、抽せん以外に申請を排除する方法がないときは、抽せんによって落札者を決定することもやむを得ないというような提言があつて、それを踏まえて現状の段階に踏み込んできたという経緯がございます。

それで抽せんがいいというものではなくて、もちろん地方自治法では定められた形ではあるのですが、決して望ましい形ではないものですから、それを課題として、これまでも取り組んできておりまして、一昨年ぐらいから最低制限価格の範囲の変更でありますとか、そういった取り組みの中で、実は、最近では平成24年度以降、抽せんによる件数が一番多かった平成24年度以降は年々減少をしておりまして、当時から比べれば、パーセンテージで、抽せんの率全体に対する抽せんでは落ちた率が、20ポイントほどは落ちてきております。

これまでそういった取り組みの結果がそのあたりなんですけど、ただ今後、早川委員がおっしゃられるような、じゃ、今良い案があるかということなかなか難しい、これといったものがないのが正直なところございまして、今思っておるのは、いわゆる総合評価方式と価格競争を併用しながら進めていきたいというふうに考えております。

## ○ 早川新平委員

本当におっしゃるとおりで、イタチごっこという言葉が、語弊があるかもわからんけれども、よりベターな方法、問題点が出てきたらそれを解消するためにいく。だから、むしろ一番、私、危惧しておるのが、業者さんのほうがこういう、今現実、くじで当たるか当たらないかで仕事のとれるとれないということが現実には出ていて、もうやっぱり公共よりも民間の仕事にシフトしているというところが、それもそちらもわかっていると思うんやけれども、今後、公共投資、あるいはいろんなところで、四日市はこれから今後も重要な課題があつたときに、逆にもう公共の仕事をやらない業者さん、現実に私もちょっと、もう仕事変えたわということも5年ぐらい前にも聞いているので、そこをやっぱり危惧していて、行政、一番難しいところは安くやらんあかんけど、品質も担保せなあかん。うまみがなければ公共の仕事をやらないというところが、現実には、執行部のほうが当然つかんでみえると思うんやけれども。だから、やっぱり水と魚と同じような関係のところ、ともすれば癒着と言われる可能性もあるかもしれんけれども、当然それは排除せなあかんのやけれども、じゃ、ベストの答えがあるかということ、我々も、今はまず中央公契連モデルやけれども、あるいは総合評価制度をやつて、だから、それにかわるものがないのかな、

どの方式がいいのかというのは、逆に皆さんで、我々も考えなあかんのやけれども。

業者さんがなくなるということ、なくなるというか、もう公共はおもしろみがないとか、当然民間企業は利益を出していかなあかんの。だから、本当にやってもらえるところが現実減ってくると、それは大きなまた問題になってくるので、多分大きな変換期が今、もうずっと5年ぐらい前から来ていると思うておるんやけど、だから、事前公表でやっておったのが事後公表に変えたとか、事後公表にやっておったのが事前公表に変えたとか、やっぱり問題点を解消していくようになっているんやけれども、根本的な問題というのは変わっていないかなというのはすごく感じているんやけれども。

### ○ 竹野兼主委員長

これもなかなか、さっき早川委員が言われたみたいに、ベストというところより、よりいい方向で何とかしていききたいという行政側の考え方というのは、委員会としても理解している状況にはある。そうしたら、その後々の例えば、ちょっとわからないですけど、今の感覚でいくと、これから大型の公共施設整備もあることも含めると、どういう状況、今の東日本大震災の復興の部分のところを契機に、入札の不調というものも多くあったりという問題点をやっぱり議会としても危惧しているという意味合いのところは持っていて、その中で、公平性とそれからより効果的な入札をお願いしたいという思いは、みんな一緒だとは思っているんです。

その中での、きょう、改めてもう一度、これ、最後という状況ではあるとは思っているんですけど、その内容について改めて、皆さんのご意見というか思いも含めてという中では、早川さんが言われるみたいに、四日市の今の現状を考えると、今の状況がベターというふうに思っているというか、それを変更するような部分のところには、今はないという状況でいいんですかね。

### ○ 辻総務部長

繰り返しになりますけれども、入札制度、早川委員からはよりベター、私どももより公平、公正、平等で、公共工事のよりよい品質、その確保というので、前回も申しあげましたけれども、心構えとして現状に満足したらいかんと、現状に満足することなく、これまでも、ただ、それが画期的にこれだという大幅な改善までは至ってはいないんですけども、先ほど課長申しあげましたように、総合評価制度の拡大でありますとか、最低制限

価格の仕組みの改善等々はやってきたつもりではありますけれども、現状に満足せずというのはいさよっとな上段かも知れませんが、今現状を見ていまして、委員長がおっしゃったように、現状の工事でも発注時期あるいは規模、工事の内容によって、入札参加者数がかなり、5年前と比べてばらつきが来ております。

現状に満足せずという意味合いは、これらの分析なり状況の変化も十分見ていかないと、5年前では入札参加者数が20、30あったのが、先ほど申し上げました内容によってかなり減っておるものもございます。逆に、抽せんの数、まだかなりの数ありますけれども、変わっていないものもあります。そのあたりはきちっと見きわめて、よりベターなもの、よりよいものにしていかないといけない、そういうような認識でございます。

## ○ 早川新平委員

前、総務常任委員会に所属しておったときに、僕は森委員の意見というのは非常に今でも心に残っていて、道路舗装の少額のところで地元の業者を使えということ指摘されておって、当時そのとき、これ、特に1期生の方にちょっと聞いておってもらえればええんやけど、四日市を東西南北で、例えば東の工事をするんやったら東地区の業者さんを使ったほうが、地元の方と顔見知りでいい工事ができるんじゃないかって指摘をこの場でされたことを僕、よく覚えていて、それをやると、執行部の方は、いやいや、西のほうとかこのところは工事が少ないので、アンバランスになるから四日市一本でやるという答弁をいただいておったというのを今でも私は覚えているんです。

確かにそうやなど。我々委員としては問題点をこの場で提起させてもらって、こういうやり方をやったらどうですかとって、答弁をいただく。そのときの森委員の話では、業者さんが立ち小便をすとか、地元では悪評やったから、地元の業者さんを使えばそういうことはしないだろうという。あるいは挨拶に来ないとか、自治会と色々な問題が起こっている。小さな工事としてはそういう問題点があつて。

一方、10億円を超えるような大きなところやと、それなりの規模のところしかないんで、だから、小さな1000万円、2000万円の工事とか、1億円を超えるものと一緒には、同じ土俵ではかることはできないけれども、それなりのこと、例えば総合評価というても、このポイントはここを重視しているよと、皆さんやってもらっていますやんか。業者さんの施工方法とか。

だから、結論でいうと、これ、入札制度というのは私らは勉強させてもらうのであって、

当然問題点を、こういうことがあるので何か改善の方法はありますかと言うと答えをいただいて、納得というか理解をするというのが現実なところで、堂々めぐりなところが非常に僕は多いと思うんですよね。

だから、そういう意味では、特に1期生の方はまだ1年目で、過去、こういう入札制度をよくやってきて、いろんなやり方で改善をしてきたというところがあるんやな。

私ら、よく聞いているのが、こういうのを言うてええのかどうか知らんけど、聞き出すとして担当課と業者が、事後公表のところな。そういうあれをやめるために事前公表してしまえという流れになったというようなことは聞いているんやけれども。だからといって、じゃ、今この時代に、業者さんの立場から見ると、ソフトで計算すると価格が一緒になっちゃうので、当然抽せん。業者さんから見て、こんな仕事、当たるか当たらんかわからんようなところに力入れなくてもええわというところ。

僕は、安かろう悪かろうというのが一番マイナスなことで、建物にしてもさ。工事関係者からPFIのところへ逃げるなよと俺は言われておるんのやわ。なぜならば、PFIは例えば震度5までの規定は、それはクリアしておるけど、震度5.5とか震度6になったら倒れるよと。というのは金も絞られているので、だから、そういったところ、余裕がない、基準のことだけはやっているけどそこから上のことはないというのは、現場の声を建設業者さんから聞いているので、だから、それとこの入札制度とはまた別のところかもわからんけれども、行政側というのは、やっぱり税金を使わせてもらうんやから、できるだけ最少の経費で最大の効果をとというのが第一義にある以上はやらざるを得ないやろうけれども。

結果、業者さんにやってもらって、その業者さんがこういう入札がもう運任せということになってくると、僕らが業者やったら、もう仕事を変えようかなというところも出てくるので。

## ○ 竹野兼主委員長

公共事業は余りもうからないからというような事業者もたくさんいるというのも現実にはあるという中で、でも、そうしたら、それを、値段を高くするということも、税金を使っているという意味合いのところからすると、市民の理解を得られやんだらうというところもある。そういうのも含めての今の入札の状況にあるというのは、もう理解してもらわないかんところかなとは思いますが、ただ、3回もこうやって入札制度の部分についてはいろいろと勉強してきた部分もあるので、議論するものというのはなかなか少ないと

は思うんですが、それぞれのご意見を少しずつ言っていたく部分かなとは思っています。

#### ○ 森 康哲委員

流れ的には、私、資料を請求させていただいたように、以前の四日市の入札を、ずっと流れを今説明してもらったので、今後、どうしていくのかというのにつなげていきたいんですよ。

建築工事と土木工事を一緒にはちょっと考えられない部分があって、まず建築工事の問題点というのは、総合評価も実は問題点があって、総合評価で金額が大きいものを受注する業者というのはAランク以上、ゼネコンとか大規模な建築業者になってくるんですが、その下請や孫請やひ孫請の人らが、地元の業者が入れないというのが問題になっている。値段を抑えられているので、ゼネコンがとると、どうしても全国的に引っ張ってくるわけですわ。愛知県や岐阜県の安い業者さんを引っ張ってきて、ここで工事をすると。

それを何とかしないと、四日市の業者の育成にもならないし、また災害時の重機の貸し借り、また災害対応というところにもつながらないから、そういうところも考えていかなきゃいけない。それが問題点であると思うんです。

土木工事は、以前指摘したように、契約変更が非常に多い。前調査して数字が出てきたのを見ると、95%が期間変更や金額変更を行っている。契約のほとんどが予定価格でおさまっていないというのがわかっている。土木工事の問題と建築工事の問題は少し違ってくるのかなと。

そういうのを皆さんに共通認識をしていただいて、今後の入札につなげていただきたいなというので、今回お願いしたんですわ。

#### ○ 竹野兼主委員長

森委員のお話はよくわかるんですけど、例えば、Aランク、Bランク、Cランクという部分の数字のところってありますよね。それを知っておってもらうことは必要やとは思いますが、それを変更するというような形は、言い方は何て言ったらいいのかわかりませんが、法的な根拠の部分のところと言うと、なかなか難しいような気はすると私は思いますけどね。

#### ○ 森 康哲委員

ちょっと違うのは、ゼネコンさんが落とすのはいいんですよ、Aランクの業者がね。ゼネコンさんが落とした後に、その孫請、ひ孫請の業者さんを全国から呼び寄せて四日市で工事するのはどうかと。下請の業者さんを四日市の地元のところで何とか拾って、たとえば半分でも地元の業者を使ってくださいよと。今はお願い程度しかしていないんですよ、四日市としては。

○ 竹野兼主委員長

それも知っています。

○ 森 康哲委員

お願い程度しかできていない。実際は金額が合わないからということで、いろんなところから安い業者さんが入っていると。

○ 竹野兼主委員長

これまでの部分のところで、この前のコンビナートの安全対策のところについても、民間の企業で、入札してくるところも民間の企業、そこのところに行政のどこまでの話ができるのかというのは、これ、なかなか難しい部分かなと。今言われているのは、民間の企業のやり方について、行政側が手を突っ込むといたらおかしいですけど、その点はどうなんですかね。だって、民間企業がやる事業ですよ。

○ 森 康哲委員

違う、違う。公共工事を民間業者が工事するわけですよ。

○ 竹野兼主委員長

でも、公共事業やけど、その公共事業……。

○ 樋口博己委員

委員長に答弁いただくのもいいんですけど、行政に答えてもらって、その上で議論をしていったら……。

## ○ 竹野兼主委員長

とりあえず、そうしたら、今言われている事業所の下請の部分のところまでの内容を行  
政側から指定できるというか、そういうふうな形のことというのは考えられるんですかね。

## ○ 森調達契約課長

私どものほうから発注したものを下請さんに出す場合の、下請業者さんの元請の選び方  
というのは、やはり民民の契約になりますので、法的にも、私どものほうからはお願い程  
度しかできないと考えております。そんな中で、設計書、仕様書の中に、できる限り地元  
の業者の採用といたしますか、使ってくださいということをお願いをしております。

そのほかに、地元業者さんをお願いをするというところ、お願いといたしますか、優遇と  
いたしますか、そういうところの部分では、もちろん一般的な、できるものについては市内  
業者さんを条件として発注をしておるのがもとよりなんですが、例えば森委員がおっしゃ  
ったような大規模な建築工事につきましても、できる限り、JVといたしまして、その工事  
に対する共同企業体を組んでいただいて、ゼネコンさんと市内の業者さんでのJVでやっ  
ていただくというところに取り組んでいます。

また、総合評価方式の場合ですと、その総合評価の評価項目の中に下請業者さんを一定  
率以上使っていただければ配点をしますという形で、その辺、地元業者さんをできる限り  
活用するように取り組んでおります。

## ○ 森 康哲委員

今現在も、そうやって取り組んでいただいているのは知っていますけれども、まだ充足  
されていない。やはりもっともっと採用をふやしてほしいというふうな感じを受けており  
ます。

というのは、やはり値段に比例してくるんですね。四日市の業者のほうのが当然高くつ  
きます。これはなぜかという、よそから引っ張ってくるのは余分な仕事なんですよ、業  
者さんにとっては。余分というか、手のあいたときに突っ込める。職人さんでも技術者で  
も、チョイスできるわけですわ。例えば岐阜県から、冬の時期はたくさん仕事が、除雪と  
かあるんだけど、夏季には少なくなっている。そのあいた技術者を四日市のほうに、  
夏季にはこちらに投入することができるのか、安く元請のほうは発注することができるの  
で、どうしてもそこへ流れてしまっているのが現状だと思うんです。

そこへ地元の何かしらの加点をもう少し工夫できないのかなと。ポイントで還元するなど、今言われた評価の面だけではなくて、入札時でのポイントの加点とか、そんなのはできないのかなと思うんですけれども、法的には難しいんでしょうかね、そういうのは。設けること自体が。

あともう一点が、少しずれるかもわからんですけれども、国のほう、国土交通省からの通達はどういうふうになっているとか、こういうふうな入札をしなさいよというのは毎年示されていると思うんですけれども、私が聞いているのは、事前公表でやっているところは事後公表に切りかえていきなさいよというふうに通達が来ておるはずなんです。それはいかがですかね。

### ○ 森調達契約課長

まず、地元業者さんの活用に関しましては、やっぱり法的に強制はなかなかできないという中での動きということで、評価のボリュームを上げるとか、その辺の工夫というのができるかもわかりませんので、それはこれ以降、改善を研究する中で考えていきたいと思っています。

それから、事後公表、予定価格に関しましてなんですが、事前公表をできるだけやめて事後公表にするようにというような国からの考え方というのも相当、平成20年代当初からずっと出ておりました、改めて今回、当時はどちらかというところ公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて指針が出ておったんですが、今回、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正で、いわゆる業者さんの設計努力であるとか、予定価格が事前にあると、積算もしないで入札に参加する業者さんがいるのではないかというようなところから、できる限り事前公表はやめて事後公表にすべきであるというような指針が出ているのは事実でございます。

そんな中で、いわゆる業者さんの見積もり努力というのを促進できる事後公表というのを目指すのか、事前漏えいなんかの不正を回避できる事前公表を目指すのかというところで、各自治体考えておりました、確かに事後公表に移っていった部分もございましてけれども、まだ全国的には、地方公共団体では事前公表のほうが多いというような状況でございます。

### ○ 森 康哲委員

前段の、じゃ、評価のほうで手厚く評価をしていただく方向で考えていただいているということなので、これをお願いしたいと思います。

国からの通達によって事後公表にという部分は、四日市ですと課題になっている部分でもあると思うんです。やはり計算ソフト、数字だけ入れていけば、みんな同じ数字になって、それが抽せんに結びついているのは事実であると思うし、ひどいところの業者さんなんかは、もう電話とデスクだけで、重機は全く持っていない。寄せ集めの技術者でやっているところもあると聞きます。そこは検査の部分になってくるので、入札のところへなかなか声は届かないかもしれないんですけど、実際に業者さんのほうから話を聞くと、いろんな業者がいることは確認しているんだよという声も聞くので、その辺はやっぱり改めていかなあかん部分やと思うんです。

真面目にやっておる業者が、どんどんどんどん離れていっておるんですよ、今。重機を持って、人も自分のところで雇用して育成して、真面目にやっておる業者さんがばからしいと、入札で蹴られるやないかと。それは四日市としてはどうなのかなというふうに我々も投げかけられているので、今早川委員が言われたベターは、ベターであるかもしれないけれども、ベストを目指す気持ちは大事やと思うんですよ、常にね。

その辺、どうですか。

## ○ 森調達契約課長

私どものほうとしても、おっしゃるようにベストを目指すべく常に取り組んでおるつもりなんですが、先ほどのまず、電話だけの事業所さんというような、いわゆる丸投げをするような事業所さんがあるというところの対策については、新規業者さんとか初めて落札された業者さんとか、そういったところの事業所の調査というのは、私どもの課のほうでやっております。

実際にそういう丸投げがないように、施工体制点検ということで、契約時もしかりなんですが、実際の現場でもしっかりと主任技術者、監理技術者が現場を管理しておるかどうか、一括丸投げになっていないかどうかというところの点検は行っているところでございます。

## ○ 森 康哲委員

だけど、現場に従事しなきゃいけない監督さんが不在であったりというのを、実際に私

の家の前の工事であったんですよ。だから、前回は調査してほしいとお願いして、それを検査の評価のほうで反映はしていただいたんですけども、その後も、いろんな荒っぽい業者は見受けられるもので、またこの件も調査をお願いしたいんですけども。

#### ○ 森調達契約課長

そのあたりは引き続き、そういった事業所調査でありますとか、施工体制点検の徹底というのを進めていきたいと思います。

#### ○ 森 康哲委員

あと、違法建築で建てられたところを事務所になっている業者さんが、登録業者になって入札に参加している。そんなこと、あるのをご存じでしょうか。

#### ○ 森調達契約課長

市街化調整区域に無許可でプレハブ的なものが建てられておるといふところがあるということで、いわゆる都市計画法でありますとか建築基準法に反するといふところだと思ふんですが、そういったところが市内にもあって、その中には建設業者さんもあるといふふうになっております。

実際そのあたりを、これ、全国的にも照会しますと、各地方公共団体でもあるようには聞くんですけども、入札という制度の中ではなかなか、実際その案件で逮捕、起訴されれば、入札参加資格停止措置という形で取り決めるんですが、通常的一般競争入札の中でそのことをもって排除というのは、現実ではなかなか難しいといふところがあります。

ただ、法令遵守というのは極めて重要なことですので、根気よく注意喚起して、可能な限り指導、誘導はしていきたいと思ひますし、何よりそもそも違法建築そのものの解決というのが前段必要でございますので、そういう形は、関係部局とも歩調を合わせながら取り組んでまいります。

#### ○ 森 康哲委員

一つ一つ当たっていくのも大事ですけども、私が把握しているところには、20軒ほど違法建築が建っている中の一つの事務所が、そういう入札参加者なんですよ。それを把握していながら何年も放置するといふのは、行政としていかなものかって。市民の方か

らの通報もありますし。

今後、四日市北警察署が建って、そのすぐ周りがみんな違法建築だらけやないかと、市は何しておるのやと言われるようなところも出てくると思うので、せめて入札のところはクリーンにしておかないと、やっぱり説明、我々もできないので、そこはしっかりやっていただきたいんですけども、部長、どうですか。

#### ○ 辻総務部長

もちろん不適合云々というのは問題やと思います。ただ、先ほど調達契約課長が申しましたように、入札サイドが全く無関係と、それは申し上げるつもりはございませんけれども、仮に違法ということであれば、そもそもの問題から本質でアプローチするのが本筋かなとは、片や一方では思っておりますけれども、そのあたり、庁内で情報共有して、対応していきたいと思っております。

#### ○ 森 康哲委員

そうすると、違法性は認めながらも、入札には参加を食いとめることはできないということなんですか、法的に。

#### ○ 森調達契約課長

指名競争入札であれば、あえて指名をしない、私どものほうに指名権が出てくるわけなんですけど、一般競争入札の中でそういった状況をもって排除しておるような地方公共団体は、今のところないというふうに聞いております。

そもそも、じゃ、建設業の許可がどうだったのかというところでも確認をしておるんですけど、やっぱりその際も登記簿謄本とか事務所の書類なんかは受け付けるんですけど、その場所が市街化調整区域なのかどうかというところまでは把握をしていないというふうに聞いております。

#### ○ 早川新平委員

今の森課長の答弁にちょっとがっくり来たんやけど、それをわかっておって、それに対して森委員は指摘しているわけや、行政が何もやらないというのはどうなんやというところを。現実にあるということ。それ、指導というか撤去なり、だめなところで違法建築

なりやっているんやったら、行政としては指導せなあかんやろう。それ、入札制度以前の問題やと思うておんのやけど。どうですか。

○ 森調達契約課長

まさに早川委員おっしゃるように、そのとおりだと思います。今総務部長も申し上げましたが、本質のところからアプローチすべきであるというふうに思っております。それを入札の中で考えていこうというのはちょっと無理があって、実際の本質のところ、そういった違法の部分をいかに是正していくかというところでは、市としては取り組んでいくべきだと思います。

○ 竹野兼主委員長

それに取り組んでいくという答弁をしておるということやね。

○ 森調達契約課長

はい。

○ 早川新平委員

ずっと森委員が今指摘しておった建築工事のほうで、建設会社というのは、どこのコンサルタント会社がやるかによって、大体建設会社というのはある程度絞られてきて、現場の人はコンサルタント会社へ日参しておるのが現実なんですよね。これは行政も知っておると思う。

一例として、現場ぐいと、それから既製ぐいで、設計の中で既製ぐいって決まっていたところが、建設の途中に急遽現場ぐいに変わっているわけやな。その声は非常にあるんですよ。だから、そこが入札制度に入っているのかどうか。

例えば、業者さんのほうからは、何で設計が、当初は既製ぐいやったのが、工事をやっておる途中で現場ぐいに変わっているということが多々あるということを知っているんで、それはなぜかという、コストが安いとか高いとか、あるいは強度に問題があるとか、いろんなどころの問題点があれば変更したというのはわかるんやけれども、自分らのところで勝手に変わっている、そういうところというのは、これは四日市の業者さんやで、事業所税も払ってもらっているところの業者さんからの声というのが非常にあるので、だから、

これが入札制度のところと言う問題かどうかって僕、ずっと最初から考えておったんやけれども、やっぱり前にも市議会としては、できるだけ地元の業者を使ってくださいというのを要望として出しているよね。

だから、そのところで、森さんが指摘しておったみたいに、確かに地元業者を使ったら高くなる場所もあるかもわからんけれども、法的な手続は、権限はないかもしれんけれども、特に四日市は、事業所税を払っている業者さん、いっぱいおるので、僕は別にその肩を持たへんけれども、業者さんとしては、じゃ、四日市からもう出るわという声までいっぱい聞こえているわけやんか。だから、そのところというのはある程度の、僕は加味をしていかんと、もう取り返しのつかんようなことにならへんかなというのは、それは危惧している。

#### ○ 竹野兼主委員長

今早川委員も言われている、個別の案件の部分で、制度とはちょっと離れている。例えばくいが変わるとか、そういうような内容については、工事をもう請け負った状況の話の中でそういう事例があって、今、総務部の調達契約課の部分の範囲のところでは、関連しておるようで、制度にはなかなか。今答弁されているのは、問題のあるところについては原課に対して協力をし合いながらやっていくんだという答弁は一応もらっているので、今、個別の部分を一々言うというのは、ちょっと制度の部分については少しつながらんのでは……。

#### ○ 早川新平委員

だから、答弁、求めていないし。

#### ○ 竹野兼主委員長

だから、そういうような思いがあるというような受けとめ方で、今後の入札制度の部分についての一つの意見という形でよろしいですかね。

#### ○ 早川新平委員

一つだけ教えてほしいんやけれども、横須賀方式というて、あれは何であそこのあれがクローズアップされたの、経緯として。画期的なものを出したんでしょう。

## ○ 森調達契約課長

ちょっと知識不足で恐縮なんですけど、私の知識では横須賀方式というておるものが人それぞれ違っておって、ただ、横須賀市は平成10年度ぐらいでしたか、いち早くそういった新たな最低制限価格の計算式であるとか、そういったものを打ち出して、当時そこにすぐに取り組んでいったのが、松阪市とか四日市市だったと思うんですけど、それはたしか変動型じゃなかったと思うんですよ。当時は率抽せん方式といいまして、それぞれの工事に対する最低制限価格の率そのものをくじで引くというのを、横須賀市が一番初め、たしかやり始めて、それを松阪市や四日市市が工夫しながらやっていったというのが平成15年度当時、前回の資料の中にもございますけれども、だったと思うんです。

ただ、最近よく横須賀方式と言われるのは、変動型、いわゆる業者さんの出してきた入札額をもとにそのときの最低制限価格が決まっていくような仕組みというのが横須賀方式と言われておるところもあって、何をもってというのは難しいんですが、ただ、言えるのは、全国でどこよりも早くそういったことに常に取り組んでいっておるということで、クローズアップされておるというふう聞いています。

## ○ 早川新平委員

まさしくそのとおりで、だから、四日市方式というようなものを選んでくれたら、例えば、ベストはないわけやから、どんな方法をしたってまた問題が出てくるので、横須賀さんが考えたようなことを、四日市の背景等を加味して考えてもらったら、私はええと思っておるのやけどさ。

でないと、この答えが、冒頭からやけど、答えが出えへんので、よりベターな方法しかないんで、こういうやり方やって問題点が出たら、次また変えるという方法しかないんで、必ずこれが最高やというのは多分出えへんと思うので。

## ○ 竹野兼主委員長

答弁でもベストを目指して頑張っていくという話が出ていますので、その点についてはご理解いただきたいなとは思っています。

今のベストを目指す部分のところ、森委員が言われた加点について行政側が言ったのは、その点も考慮して今後研究していきたいという言葉が言われたと思うんやけど、森委

員のほうはそれをやっっていくんやなというふうな言い方をちょっとされておったもので、そここのところのニュアンスがちょっと大丈夫なんかなと。今の話でいくと森委員は、将来的にも加点の方向で進めていっておるといふ断言の言い方になっておったけど、行政側はそのことも検討してと言われておったんやけど、そここのところだけ、ちょっとはっきりしておかなあかんところやけど。

○ 森調達契約課長

ありがとうございます。

済みません、私の言い方が曖昧でしたので混乱ができましたが、総合評価方式の評価項目の中に、そういった市内業者の受注率というのがありますし、その他、例えば障害者雇用とか男女共同参画の問題とか、いろんな評価項目がありますので、その評価項目のバランスというのを毎年考えながら検討しておりますけれども、今、市内業者受注率を高める方向でというわけではなくて、そういった全体の中で検討の一つの項目として挙げていくというふうにご理解をください。

○ 竹野兼主委員長

他の委員の方、ご意見ございませんでしょうか。

○ 樋口博己委員

今言われたの、工事成績評価点のことですよね。それとは違うんですか。

○ 森調達契約課長

失礼しました。総合評価のときの評価項目になります。

○ 樋口博己委員

受注する場合の話ですよね、それは。受注して完成した後、工事成績評定しますよね。そこで実際、地元業者を発注したかどうかを確認する場面もあると思うんですけれども、それはその後の次の企業に対する評価にどうかかわっていくんですか。

○ 森調達契約課長

総合評価のほうで、例えば何十%以上を地元業者さんを使うという形で評価された場合は、それが契約項目となりますので、実際の現場で下請さんをそれ以上使っておるかどう  
か、市内の下請さんを使っておるかというチェックを行います。それが不履行になれば、  
それは工事成績にも反映されますし、いわゆる契約違反になります。

ただ、それは不履行になればの話なんですけど、実際にそれがしっかりとやられた場合につ  
いては、工事成績はあくまでその現場が、施工中と合わせながら、結果としてしっかりと  
としたものができておるかという評価になりますので、地元業者さんをたくさん採  
用したから工事成績が上がるというふうな仕組みにはなっておりません。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、受注時点、落札する時点で地元業者が5割以上という規定があつて、それ  
を守っていれば、それはそういうことだと。そうすると、それは企業の努力でやって、企  
業努力によって5割を想定していたけれども7割使ったとしても、その後の評価は何ら加  
味しないということですかね。

#### ○ 森調達契約課長

はい。工事成績の中では評価対象とはならないです。

#### ○ 竹野兼主委員長

よろしいか。

#### ○ 樋口博己委員

そういうルールなんだろうけれども、地元企業を下請として採用することが入札の一  
つの項目となつていても、落札するかどうかには加味するんでしょうけど、余り効果はな  
いかなという気はするんですけどね。入札する時点で地元業者をどれだけ使うというこ  
とがうたってあつたとしても、その1回きりですもんね。後々、その企業に対する評価が  
上がるとか下がるという話ではないですもんね。そのとき一回クリアしておけば、別に四  
日市だけの仕事でなくて、大手はよそですればいいのかなという気もするんですけども。

何か、工事实績がその後、評価に加味される、森さんとニュアンスは一緒なのかもしれ  
ませんが。

○ 竹野兼主委員長

いや、今の話でいけば、工事をやって、公共事業をどれだけやったというのは、ランクのところに反映されてくるのと違うの。

○ 樋口博己委員

そういうことでいいんですか。数値的に評価されるんですか。

○ 竹野兼主委員長

例えば、何億円かわからんけれども、今、Bランクのところが積み上げていって、Aランクに移っていく、その事業を入札して、それがきちっと事業をすれば、当然少しずつでもポイントって上がっていきますよね。

○ 森 康哲委員

それは経営事項審査のポイントになる。

○ 森調達契約課長

例えば今ランクをおっしゃっていただいたんですが、ランクは実は市外業者にはないものですから、そういった反映はまずはないんですけれども、それから工事成績というのは、先ほど申し上げましたが、あくまで現場が仕様書どおりにしっかりとできておるかというところですので、市内業者さんをどれだけ使ったかという評価には至っておりません。

ちなみに、そもそも本市では市内業者さんに発注することを原則としておりますので、平成26年度でも本庁工事で、発注工事の98%は元請さんを市内業者さんとしておるところです。

○ 樋口博己委員

受注自体は、工事高が最も評価されるのと違うんですか。過去に市内の受注を幾ら受けたという工事实績が一番大きな評価と違うんですか、それは。

○ 竹野兼主委員長

それがポイントにはならないというのを今言われておるけど、そういうのはないんやもんね。

総合評価の中の加点していくポイントになるかというのを言われておるのかな、樋口委員。そういうことやんな。

○ 樋口博己委員

ランクのポイントがありますよね。それは、だから、大きくは過去に受注した受注金額によって、ポイントが加味されますよね。だから、市内業者を下請として使ったから、それにポイントが加点されるという話ではないですもんね。

○ 森調達契約課長

市外業者さんには、そもそもランクがないんです。ですので、ポイントのつけるところがないというのが実情ですね。

○ 竹野兼主委員長

市内の建設業者が持つランクというのは、これまでの工事高の部分のところで県がランクを、今言う経営事項審査という、その数字で当てるのであって、市外の業者の中で、市内の中でおたくはランクは何ですよというようなものはないということで今言ってもらっておるということやね。それを履行したことによってプラスの加点みたいなものは、もとのランクがないからそういうことはないということを、今答弁いただいたということによろしいですね。

○ 森調達契約課長

そのとおりでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

○ 荒木美幸副委員長

いろんな議論を聞いていて、素朴な要望のような形になるかもわかりませんが、私が思

うのは、今回入札ということで、主に土木であったりとか建築関係のものが多かったんですけれども、でも、市の業務にはいろんな事業であったりとかいうものもあるわけですが、小さい企業であっても、志が高い企業であったりモチベーションが高い企業をうまく掘り起こしていくという制度をぜひ、今後また研究していただきたいなというふうに思うんですね。

といいますのは、私自身が入札をする側の企業におります、今も。ほとんど仕事をしておりませんが。営業がよく言うんですけれども、日々、もう目を皿のようにして、さまざまな地方公共団体のホームページを探りながら、どういう仕事があるか、探るんですね。それで、先ほどうまみという話もありましたけど、うまみはないかもしれないけれども、何としても公の仕事をやりたいと言うんですね。手間もかかるし、大変だと、準備も。だけれども、その仕事をするによって、小さい企業であればあるほど、信用、信頼が積めるんです。だから、例えばプロポーザル方式になってくると、提案力も必要だし、プレゼンテーション能力も必要だし、積算能力も必要だし、本当にいろんな技術が必要になってくる。でも、逆に、それが自社のいわゆるスキルを上げることにもつながっていくということと、それをもって小さい会社だけど頑張っているということを市にアピールできる機会であるという話を聞いたことがあるんですね。本当にそうだと思うんですね。

そういう、小さくても市の仕事がしたい、頑張りたい、実績を積みたいというような志のある企業、四日市にもたくさんあると思うんですね。そういうところを本当に上手に掘り起こせるような何か仕組み、どういうものがあるか、具体的には今、私は見つかりませんが、そういう方向性とか視点も持って、今後の入札制度というものを前に進めていただきたいなというふうに思います。意見です。

#### ○ 竹野兼主委員長

意見。

他にご意見ございませんか。

#### ○ 中村久雄委員

議員からの要望とか意見で出たのが、やはり市内業者さんを育ててほしいというのが、これは皆同じような意味合いで。ただ、そういう中で余りこう優遇しておっても、やっぱり談合という問題に、その辺のもう表裏一体な面が出てくるというところだったんで

すけれども。

ちょっと1件確認をしたいのが、答弁の中で、元請さんで市内業者が98%落札しているという。その市内業者さんが元請になった場合の下請、孫請というのは、やっぱり市内業者さんを使っていると考えていいんやろうかというのと、それは把握されていますかという質問で。

○ 森調達契約課長

統計的には把握しておりません。ただ、例えば私ですと、そういう契約後に変更契約があったり精算のときに決裁が回ってくる中で、その中に下請届というのがありますので、その辺を見ておると、確かにほとんど市内業者さんですけれども、楠地区の業者さんとか、市の一番端っこの業者さんは、鈴鹿市さんとか菰野町さんのも見たことはあります。ただ、申しわけないんですが、統計的には把握をしておりません。

○ 中村久雄委員

ということは、ほとんど、この近隣で皆さん、つき合いの中でやられているというところで、それが確認できたら、やっぱり業者さんもいいんじゃないかというふうに思います。その辺のところもしっかりチェックして、今副委員長がおっしゃったように、前向きに取り組んでいるところもあって、やはりある程度淘汰されていくことも、これはもう必要なことだと思いますので、その辺、チェックをお願いします。

あともう一点、森さんが言った、土木工事のほうで契約変更が95%もあるというところ、ちょっと説明というか。

○ 森 康哲委員

以前です。

○ 中村久雄委員

以前。もう今はそういうのはないの。

○ 森 康哲委員

大分改善しておる。

○ 中村久雄委員

その辺、ちょっと教えてもらえるかな。

○ 森調達契約課長

前回のときの資料のほうタブレットにあるかと思いますが、そちらのほうの11ページのほうに変更契約状況が載っておりますけれども、例えば建設工事ですと、変更した件数が、本庁ですと69.9%は変更の対象となっております。

確かにご指摘のように、率としては多いんですが、変更契約に際しましては必ず必要最小限のものにとどめるようにということはしっかりと、当然、原課のほうでもしかりですし、私ども調達契約課のほうでも、牽制機能を働かせながら監視をしております。

実際、主な変更理由として一番多く見るのが、本庁ですと道路工事が多いですので、いわゆる舗装のやり直しのときにアスファルトがらをめくって舗装、オーバーレイをやり直すわけですが、そのアスファルトがらが、設計の段階ではいわゆる一般的な厚みを見込んで計算をします。そうやけど、実際に剥がしてみたら、2層、3層に何度も打ってあったりとか、実量が変わるものですから、それも実量が少しでも変われば、それはきちんと変更契約をするというふうに、どちらかというシフトしていますので、どうしても件数というのは、なかなか減りづらいというところがございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、本件はこの程度としたいと思います。

これまでの休会中所管事務調査の中で、総体的には地元業者の育成というのが、本当に我々市民の代表という議員の立場からすると、そのところをしっかりと頭に入れてもらった中での入札制度をお願いしたいというのが本意ではないかなというふうに、この3回

の休会中所管事務調査を進めさせていただく中で、行政側もベストに向けてしっかり頑張っていくという答弁をいただきましたので、頑張っただけで今後をお願いしたいということで、終了したいと思います。

どうもご苦労さまでした。

○ 森 康哲委員

確認で、国土交通省の指針が出ている事後公表というのも加味した形で、今後検討していくというのは間違いないでしょうか。

○ 森調達契約課長

国土交通省の指針を踏まえた上でという理解でよろしいですか。そのとおりでございます。

○ 辻総務部長

私のほうも、国土交通省の指針、運用に関する指針、私も直接目にしています。ただ、1点だけ、背景として、森委員おっしゃるように、きちっとした積算をせずに、結果として、品質といいますか成果物に、技術力がなくてということでしょうけれども、落札だけして、結果的に技術力に問題があったとか経営力に問題があつて、結果として予定どおりのもの、あるいは予定どおりな品質ができない、そういう場合は、事前公表の取りやめなどの措置も検討せよというのがありますので、その辺も踏まえて、適切にきちっと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

総務部、ご苦労さまでした。

この後、議会報告会の意見の仕分けを行いたいと思っておりますが、1時間を超えておりますので、休憩をしたいと思います。

11:10 休憩

○ 竹野兼主委員長

それでは、再開させていただきたいと思います。

済みません、休憩前のところなのですが、今回の休会中所管事務調査の報告書の作成について確認をし忘れましたので、報告書につきましては正副に一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、そのようにお願いいたしたいと思います。

それでは、議会報告会の意見の概要を配付しておりますが、事務局より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○ 濱瀬議会事務局主事

それでは、説明をさせていただきます。

1月8日に下野地区市民センターで開催されました議会報告会及びシティ・ミーティングにおいて、市民の方からいただいた意見の整理について説明をさせていただきます。

まず、A3の資料をごらんください。

意見の仕分けとしましては全て、3のその他の意見として分類をしております。ただし、2番と3番の方については、回答を希望するピンクの紙を書いていたいただきましたので、担当部局のほうに確認をしております。その回答が別紙のA4となります。

まず2番の方ですが、危機管理室に加えて、市民協働安全課にも確認をしましたが、適合する補助金はないという現状でありました。回答書の案につきましては、ごらんのとおりとなっております。

続きまして、3番の方については、危機管理室より防災スピーカーの現状について回答をいただいでおりまして、回答書の内容についてはごらんのとおりとなっております。

加えまして、A3の資料に戻っていただきまして、裏面の7番の方ですが、こちらは新名神高速道路の整備に関する問題でございますが、当日は谷口委員より、住民説明会の資

料について委員間で情報共有を行うとの答弁をしていただきましたので、住民説明会の資料を用いて、谷口委員より説明をしていただきます。

#### ○ 竹野兼主委員長

よろしく申し上げます。

#### ○ 谷口周司委員

住民説明会が12月19日にありまして、市の河川排水課、そして県、NEXCO中日本、そして住民と、4者で説明会がありました。その大きな内容としましては、今度、四日市市の北山町、西大鐘町という東員町との境のところに新名神高速道路が通るわけですが、工事で出た土を、北山町の一角に盛り土をするということが一つと、そして、もう一つ懸案事項になっているのが、その新名神高速道路の水を、調整池はつくるんですけど、朝明新川に流すということで、その朝明新川も、皆様ご存じのように、年に3回ほどはオーバーフローをするという川でして、新名神高速道路の水を流す前から、以前から、もうこの川は何とかならんのかということで住民からは要望が多かった川なんですけど、今回さらに新名神高速道路の水を、調整池はつくるとはいえども朝明新川に流すということで、それはいかなものかということでの住民説明がありました。

県が来ているのは、朝明川が近くに流れていますので、朝明新川と朝明川というのは、図面を見てもらうとわかりやすいんですけど、朝明新川流域概要図というのがわかりやすいかなと思うんですけど、青色のところは朝明新川で、上からずっとぐるっと回ってきて、最終的には朝明川につながるんですけど、左手のかくっとなっているところで、朝明川との間が数百mぐらいしかないところですので、そのまま流域を変更して朝明川に流せないのかという一つの要望があったんですけど、それに対して県のほうの回答は、流域は変えられないと。たとえ近くても、朝明川に違った水というのか、ふだん流れていない水を流すのはだめだということで、流域変更は一切できないということで、朝明新川に流さざるを得ないという回答で、今回、県のほうの回答もありました。

ですので、結局、新名神高速道路の水というのは全て朝明新川に流すということでおるわけですが、ただでさえオーバーフローする川にさらに水を流すのはいかなものかというのが、一番大きな住民の課題というか、要望です。危惧されているところです。

ただ、NEXCO中日本側としては、今までも降っていた地域の水ですので、たとえ高

速道路ができようとも量は変わりませんという今回の説明でしたが、保水能力のあった山を削って、調整池はつくって一遍には流さないとはいえども、山を伝って入る水と高速道路から調整池に入って流す水とでは、これは量としては不安もありますので、地元としてはやはり朝明新川を、今整備してもらっているんですけど、その整備を早期にしていきたい、そして最終的には、拡幅も含めた整備をしていただきたいというのが、大きな要望として今回上がってきております。資料的にはいろいろNEXCOのほうは大丈夫ですよという資料をどんどんつくっては来ているんですけども……。

あと、盛り土の件、一つちょっとお伝えしておきたいのがあるんですけど、どれがわかりやすいかな。道路が影響する朝明新川の流域という、カラーの図を見ていただきますと。7ページですね。右上のほうに四日市ジャンクションという記載があると思うんですけど、その下に、山の中に、山をちょっと切って白くなっているところがあると思うんですけど、そこに盛り土として、この取った土をどんどん積んでいくわけですけど、当初の説明では6.5mという盛り土の高さだったんですが、実際は10m積んでいまして、ただ、NEXCO中日本に、これ、10m積んだらおかしいやないかという住民からの意見があったんですけど、結局、平均6.5mですと、入り際は1m、2mなので、平均すると6.5mなんですと。一番高いところでは11mぐらいまでであるというぐらいですので、当初の計画よりも多く盛り土をされるということがいかなものかということも含めて、あとはその水、この盛り土に来た水が、当初きちっと排水がされて、ちょうど山側ですので盛り土の西側に流れる予定だったんですけど、実際この盛り土の水が東側に流れているという、水の流れている跡がありましたので、盛り土をつくったときの排水状況というのもきちっとされていないということの問題もございました。ですので、この盛り土によって濁水が生まれ、その濁水が朝明新川に流れ出していると。

まだ今、調整池が機能していませんので、この盛り土による濁水が今もなお朝明新川に流れているということで、今までの越水とかオーバーフローについては、きれいな水だったので、そんなに田んぼに入っても問題視はされていなかったという、しゃあないなというところはあったみたいなんですけど、今、この盛り土ができたことによって、濁水が流れる、そして、その濁水がオーバーフローすることによって周辺の米への影響とか、そういうことが、またさらに懸念されているところであります。

簡単ではございますが、一応説明としては以上となります。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

意見の仕分け及び回答書については、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

続きまして、次回のシティ・ミーティングのテーマについては、前回同様、防災対策についてでよろしいか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、以上をもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

11 : 30 閉議